

上用賀公園拡張事業 要求水準書に関する個別対話の内容

No.	議題	資料名	項	確認したい内容	回答
1	基本方針について	要求水準書 本編	2	基本方針について	上用賀公園拡張事業基本計画中の取組方針と整合性を持たせるために修正しました。安全・安心、みどり、スポーツの3要素は本事業の核となるものであり、いずれかが優先になるというものではありません。
2	設計説明会等の開催	要求水準書 本編	8	区民と共につくる公園であることを意識し、可能な限り区民の意見を取り入れる機会を設けること。	本事業は住民意見を丁寧に取り入れながら進めてきた経緯を踏まえ、設計段階でも極力住民意見を取れ入れていただくために「可能な限り」としています。 なお、素案の段階では実施方針で「可能な限り」、要求水準書では「必要に応じて」としていましたが、区の意図としては実施方針が正だったため、修正しています。
3	光熱水費の負担について	要求水準書 本編	10	維持管理・運営業務の実施に係る光熱水費は、サービスの対価とは別に本区が負担する。	光熱水費は、指定管理料に含みません。 区と供給会社との間で契約、支払いを行います。 基準値の範囲外の使用量相当分については、別途区から事業者へ請求をすることを想定しています。
4	付帯事業のリスク分担について	要求水準書 本編	14	付帯事業のリスクについて、本来の事業目的である公園・体育館の整備運営との切り分けに対する考え方について(違約金の責任区分について)	建設工事請負契約と付帯事業実施に係る契約とは別契約になるため、付帯事業実施に伴う違約金を設計・建設企業グループへ請求することはありません。
5	維持管理	要求水準書 本編	20	浴室の利用時間のみ個別で設定することは可能でしょうか。	原則として、体育館の開館時間9時～21時は全ての諸室を利用可能としていただく前提です。 ただし、変更する合理性がある場合には区の承認を得た上で事業者による変更も可能となるため、コスト削減効果等を含めてご提案ください。
6	公園先行供用部について	要求水準書 本編	20	公園先行供用に合わせて民間収益施設の開業を行うため、体育館の申請に先行して、民間収益施設の申請を行うことは可能でしょうか。	順番に定めはなく、民間収益施設の確認申請は、体育館に先行して行うことも問題ありません。 しかしながら、建築基準法や都市公園法等、敷地全体での建築面積の上限などが定められている場合等、体育館やその他の建築物も含めて、各種法令に抵触しないように計画してください。このようなことから、先行して申請を行う場合は、公園・体育館整備の計画が明確になった状態で、行われることが望ましいです。

上用賀公園拡張事業 要求水準書に関する個別対話の内容

No.	議題	資料名	項	確認したい内容	回答
7	利用料金等の考え方について	実施方針	21	利用料金収入や施設予約等について確認したい	料金設定については、区のお施設との整合を鑑みて設定します(例:本施設のアリーナは総合運動場アリーナより広いため、利用料金も高額になる)。利用料金等に係る条例等は募集要項等の公表までに制定を予定しています。 施設予約については「けやきネット」を使用することを前提にしています。
8	行政事前協議について	要求水準書 本編	23	現段階で事業者側で、各種行政機関と設計に関する事前協議を行うことは可能でしょうか。	内容次第ですが、各行政機関の窓口で、計画段階の建物が法令上適合しているか等の相談は随時受け付けており、あくまでも一般的な話として計画の相談は可能です。 もっとも、個別の確認申請に付随する条例上必要な手続きとしての協議は不可になります。
9	計画通知、検査について	要求水準書 本編	23	計画通知申請は民間の確認検査機関への提出とすることは可能でしょうか。	東京都か、民間の指定確認検査機関か、申請先の指定はありません。
10	工作物申請について	要求水準書 本編	23	建築物と構造上分離する高さ2mを超える擁壁を計画する場合、工作物申請は区への申請と考えてよろしいでしょうか。また、民間の確認検査機関への提出とすることは可能でしょうか。	工作物は、必ずしも区の建築確認である必要はありません。確認申請の形態によって異なってはありますが、都、あるいは民間の指定確認検査機関、申請先の指定はありません。 なお、敷地内の建築物の有無や建築物がある場合はそれとの位置関係などが審査上必要なこともありますので、建築物と同じ機関に申請されるのが、連携の面で望ましいと考えます。
11	確認申請と工期	要求水準書 本編	24	独立採算施設と体育館で一括で確認申請手続きは可能でしょうか。 建物用途が異なるため、敷地を分割する必要があるのではないかと危惧しております。 また、造成工事の着手は独立採算施設と体育館の確認申請が両方終了した時点となるでしょうか。	確認申請について、一敷地で確認申請をするか、分割して確認申請をするかは指定しません。 しかしながら、確認申請が建築基準法上適合しているかどうかは、申請先の建築主事の判断にはなります。
12	設計スケジュール	要求水準書 本編	24	設計時のモニタリングのタイミング	広場部分、体育館部分それぞれの基本設計、実施設計完了時を想定しています。
13	設計説明会の開催について	要求水準書 本編	31	開始時を増やした意図は御座いますか。 また、説明会を公園協議会として兼ねる事は良いか。	【前段】区民意見の反映をより柔軟に行うため、開始時に意見聴取を目的とした設計説明会を追加しています。 【後段】公園協議会は運営面での協議を主に行うことを想定しているため、兼ねることは不可です。 設計に関する意見等の情報は業務間で共有ください。

上用賀公園拡張事業 要求水準書に関する個別対話の内容

No.	議題	資料名	項	確認したい内容	回答
14	エレベーター	要求水準書 本編	41	大型エレベーターは屋上設備機器の更新を想定したものとするとの記載がありますが、ルートを保 保できない箇所の設備更新はクレーン等を利用す るものと考えてよろしいでしょうか。	クレーン等の代替手段の使用も可能とします。
15	エレベーターについ て	要求水準書 本編	41	エレベーターについて、大型エレベーターも含めて BF-3Fで使用可としていただく必要があります。」 とのご回答がございましたが、エレベーター3基の全 てをB1Fから3Fまですべての階に着床させる必 要がある、と理解すれば宜しいでしょうか。 それとも例えば、大型エレベーターはB1F—3Fま で着床させるが、他の2基のうち1台は1F～3Fま での着床としB1Fは着床しないとしても宜しいで しょうか。	全てのエレベーターをB1Fから3Fまで着床させるこ とが必須です。
16	建ぺい率	要求水準書 本編	41	建ぺい率について、都市公園法の規定を超える本 公園独自の条例設定を検討されていますか？	検討していません。
17	建築面積について	実施方針	41	「地下1階から1階までを建築基準法の地階扱い とすることを想定している。」とありますが、1階を 地階判定するためには、「アリーナ天井高の1/3の 値」を「平均地盤面の値」より小さくする必要があ りますが、今回の計画の条件を勘案した場合、1階 を地階とするのは困難だと思われます。要求水準 書にありますように地階扱い可能と想定されてい るのはどのような法的解釈によるものでしょうか。	左記と同様の認識でおります。 ただし、建築計画や敷地のレベル等、あくまで計 画段階での想定です。 各種法令条例、要求水準等に適合した施設であ れば、必ずしも地階とする必要はありません。
18	観客席について	要求水準書 本編	44	「地区計画の制限の範囲内で、これに加えて1階 に観覧席を設けることも可とする」とございま すが、地区計画は「上用賀四丁目地区計画」が該 当しますでしょうか？	お見込みのとおりです。 地区計画建築物等に関する事項のE地区に記載 があり、観覧場の客席の部分の床面積の合計が 1,500㎡が上限になります。 なお、上用賀四丁目地区計画は現在変更手続き 中で、募集要項公表時には手続きが完了する見 込みです。
19	スタジオ	要求水準書 本編	45	トレーニングルームと隣接させることとありま すが、廊下を介さず行き来できるという趣旨でし ょうか。	廊下の配置については要件になりません。トレー ニングルーム、スタジオは利用料金を部屋ごとに 徴収しないため、料金徴収上、来場者の入退管理 ができる部屋の配置としてください。

上用賀公園拡張事業 要求水準書に関する個別対話の内容

No.	議題	資料名	項	確認したい内容	回答
20	浴室の換水頻度	要求水準書 本編	46	浴室の運用にあたり、世田谷区公衆浴場法施行条例の遵守が必要かと思うが、浴槽水の換水頻度が「7日以内に1回以上」でよいとされる「区長が衛生上支障がないと認めるもの」とは具体的にどのような条件か。	以下が要件となります。 ①浴槽水には水道水を使用し、入浴剤等を使用しないこと。 ②気泡発生装置等のエアロゾルが発生するおそれのあるものを使用していないこと。 ③事業者者による自主的な水質検査が定期的に行われていて、その結果が公衆浴場法施行細則第10条各号に適合していること。なお、検査は換水直前に実施されることが望ましい。 ④施設の維持管理が適切に行われていること。
21	医務室への担当医配置の要否について	要求水準書 本編	47	医務室に担当医、看護師等を配置する必要があるか。	現在の大蔵総合運動場体育館と同様、あくまでも本事業で整備する施設の諸室として、医務室を用意するのみとなります。運用の実情としては、各競技大会やイベント等の主催者が、必要な場合は主催者負担で別途医師や看護師を手配し、使用している例があります。ほかにも、トレーニングルームやスタジオなどの施設利用者の受傷に際して応急救置等に使用することも想定されます。
22	駐車場について	要求水準書 本編	49	50 台程度駐車可能な計画とし、5 台程度は車いす利用者用、5 台程度を思いやり駐車スペース（駐車マス幅 2.7m 以上 3.0m 以下）として確保すること。	駐車場整備台数に上限はありません。要求水準は車いす利用者用、思いやり駐車場も含めて50台程度とします。公園、スポーツ施設利用者をあわせても、駐車必要台数は最大で50台程度との想定をしており、不足はないと考えています。 なお、駐車台数を確実に確保するため、駐車台数を50台程度から50台以上、増設可能スペースを25台程度から25台以上に、それぞれ要求水準書を修正する予定です。
23	駐車場の増設部分について	要求水準書 本編	50	25台程度増設可能なスペースを設けることになりましたが、あくまでの入庫待ち対策であってこちらを臨時駐車場とはしないという認識でよろしいでしょうか？	臨時駐車場とする場合もあります。 公園、スポーツ施設利用者をあわせても、駐車必要台数は最大で50台程度との想定ですが、区民大会等の開催時に台数に余裕を持たせるために増設スペースを設けることを要件としています。 なお、駐車台数を確実に確保するため、駐車台数を50台程度から50台以上、増設可能スペースを25台程度から25台以上に、それぞれ要求水準書を修正する予定です。

上用賀公園拡張事業 要求水準書に関する個別対話の内容

No.	議題	資料名	項	確認したい内容	回答
24	駐車台数増設について	要求水準書 本編	50	「e 区民大会等の開催時に入庫待ちの渋滞ができることを防ぐために、荷捌きスペースやスロープの降り際等で、25 台程度増設可能なスペースを確保すること。」との記載がありますが、25台分の増設スペースを地下1階に必ず確保することが必要という理解で宜しいでしょうか。 それとも、25台分の増設スペースの一部は地上部でも宜しいでしょうか。	入庫待ちの渋滞緩和に加え、駐車台数に余裕を持たせるため地下1階への確保が必須です。 なお、駐車台数を確実に確保するため、駐車台数を50台程度から50台以上、増設可能スペースを25台程度から25台以上に、それぞれ要求水準書を修正する予定です。 また、地上部の体育館南側にも地下1階とは別に、臨時駐車スペース(15台程度)を設けます。
25	大規模備蓄倉庫について	要求水準書 本編	51	「b大規模備蓄倉庫から駐車場を経由し、大型エレベーターによって、アリーナへ物資の搬入が可能経路を確保すること。」とありますが、「駐車場」ではなく、「荷捌きスペース」と読み替えても宜しいでしょうか。 そうではなく、やはり駐車場の経由が必要な場合、その理由や運用方法のイメージをなるべく詳細にご教示ください。	駐車場に併設する荷捌きスペースを通じて物資の搬入を行うことを想定しています。大型エレベーターが駐車場、荷捌きスペースに面するよう配置してください。
26	工事費の提出方法について	要求水準書 本編	52	要求水準書(素案)質疑No.115記載の「官積算による作成物」も提出が必要とあるが、官積によらない見積で事業費を算出する予定から、当該資料の作成が難しいことについて	ご意見として参考にさせていただきます。
27	死角について	要求水準書 本編	58	「園内においては死角を生じさせないこと、接道部においては周囲からの見通しを遮らないことにそれぞれ留意して植栽配置を行うこと。」と追記がなされましたが、「死角を生じさせない」とはどのような視点・水準を想定しているかご教示ください。	明確な水準はありませんが、防犯上や事故防止の視点から、このような表記としています。死角をすべて排除することが難しいことは承知しておりますが、可能な限り工夫していただきたいと思います。
28	多目的広場	要求水準書 本編	59	対象スポーツを拡大した意図を教えてください。	「多目的広場」であり、より多くの種目の実施を想定した設計、備品調達等を期待しているため、対象スポーツを拡大しました。
29	「体育館南側車両スペース」について	要求水準書 本編	61	臨時駐車場スペース(15台)の想定場所は防災広場を一時的に利用する理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	維持管理業務業務実施体制の届出について	要求水準書 本編	84	初年度の体制届出については施設引渡しの2か月前とのことですが、すべての業務従事者について必須でしょうか。	お見込みのとおりです。 業務従事者に変更等が生じる場合には、その都度届け出てください。
31	維持管理業務 雇用について	要求水準書 本編	85	「区内在住の障害者、高齢者の雇用に努めること。」とあるが、記載している意図を確認させていただきたい。	障害者、高齢者の積極的な雇用を評価することを想定しています。
32	開演準備期間中の維持管理業務実施体制について	要求水準書 本編	86	実施体制について「運営開始前であることを踏まえ」と記載のある通り、運営開始時に予定するポストを必ずしも満たす必要は無いという理解で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。 業務ごとの責任者については、該当業務が発生していない段階では配置不要です。

上用賀公園拡張事業 要求水準書に関する個別対話の内容

No.	議題	資料名	項	確認したい内容	回答
33	運営業務・期間に関する事	要求水準書 本編	86	運営業務について 開園準備期間前に現在開放している広場の管理等の対応は想定されるのか 現時点で物価上昇等への対応としてスライド条項等の基準値・条件等を確認したい。	【前段】現在開放している上用賀四丁目広場の管理は、今年度までと同様に区が直営で委託します。そのため、実施方針策定時に本事業から除外しました。 【後段】物価上昇への対応としては、指数に基づき改定することを想定しています。維持管理・運営業務については公契約条例に基づく労働報酬下限額を使用すること、指数について公募期間中においても対話を継続し、優先交渉権者は、指数の変更について特定事業契約の締結までに区と協議できるものとするを想定しています。
34	警備保安業務	要求水準書 本編	94	閉館時の出入り管理や不審者・不審車両の侵入防止は建築・設備的な方法で行う事も可能と理解してよいか。	屋内については、機械警備等建築・設備的な方法で行うことが可能です。 屋外については、体育館及び多目的広場の開館・開場時間外も含め定期的な巡回が必須です。
35	修繕費について	要求水準書 本編	95	「f毎事業年度の修繕費は、事業者が提案した年額を支払うこととし、執行残額は最終事業年度の終了時に、本区に返還することを基本とするが、協議により決定する。」が削除されたことで、具体的に業務や業務フローがどう変更になったかご教示ください。	修繕費に過不足が生じた場合も精算を実施しないことを意図しています。修繕費として事業者が提案した年額を支払うことに変更はありません。
36	大規模修繕について	要求水準書 本編	95	「事業者は、本施設について、各保守管理業務等と一体的に修繕を実施すること。ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕をいい、大規模修繕を含まない」と記載があるが、仮に事業期間内に大規模修繕が必要になった場合は、区で負担していただけるという認識で良いか。	お見込みのとおりです。
37	修繕箇所のデータについて	要求水準書 本編	95	「運営開始から10年及び15年を経過した時点で、事業期間における修繕箇所のCADデータ等を本区へ提出すること。」とあるが、修繕履歴だけでなく、図面上への落とし込みが必要なのか。	お見込みのとおりです。 事業期間終了後、区で維持管理を行うにあたり、修繕履歴だけではなく、具体的な内容、位置を示した図面が必要と考えております。
38	事業予算について	実施方針	95	計画修繕はどのように予算に組み込まれているでしょうか。	区ホームページで公表している概算事業費は、類似施設の実績から算出した算出しているため、業務単位での積み上げはしていません。 公募の際の提案限度額は事業者からの見積り等も参考にして設定します。

上用賀公園拡張事業 要求水準書に関する個別対話の内容

No.	議題	資料名	項	確認したい内容	回答
39	駐車場管制装置等の駐車場事業者持ち込みについて	要求水準書 本編	110	・運営において第三者の民間事業者へ駐車場運営を委託することは可能でしょうか。 ・「事業者の提案により、駐車場の管理運営に必要な駐車場管制装置、料金徴収装置を事業者の負担で設置することが可能である。」となっていますがこれらの装置を第三者の駐車場運営会社が所有する(装置を持ち込む)ことは可能でしょうか。 ・事業期間終了時にこれら装置を撤去しても問題ないでしょうか。	【前段】駐車場運営の再委託は可能です。 【中段】再委託により第三者が装置を持ち込むことは可能です。 【後段】装置は民間事業者の負担により設置するため、事業期間終了時には撤去が原則です。なお、撤去・現状復旧費を含めて事業者の負担とします。
40	駐車場の業務報告について	要求水準書 本編	110	業務報告書をオンラインで常時閲覧可能にし、書類の提出を不要とすることは可能でしょうか。	駐車場運営業務も含め、運営業務に係る業務報告書の作成・提出は必須とします。 これに加えて、オンライン等による情報共有効率化に資する提案をすることは可とします。
41	駐車券の発行	要求水準書 本編	110	駐車券の発行は必須でしょうか。	必須ではありません。
42	駐車場の考え方について	要求水準書 本編	110	駐車台数・駐車料金・近隣駐車場との関連について確認したい。 ・台数50台が妥当か。 ・料金は民間駐車場の料金と合わせる想定か。 ・公園利用者が関東中央病院の駐車場に駐車することへの懸念	公園、スポーツ施設利用者をあわせても、駐車必要台数は最大で50台程度との想定をしており、不足はないと考えています。 なお、駐車台数を確実に確保するため、駐車台数を50台程度から50台以上、増設可能スペースを25台程度から25台以上に、それぞれ要求水準書を修正する予定です。 関東中央病院の駐車場より高い料金設定は不可とする想定です。
43	駐車場の考え方について	要求水準書 本編	110	防災公園を臨時駐車場として利用する事は可能か。 ・特定日(土日祝日)イベント開催時など	可能です。15台程度を臨時駐車スペースとして設置していただきます。
44	駐車場の考え方について	要求水準書 本編	110	駐車場の管制機器(ゲート・カメラ・精算機等)を整備費用から維持管理運営費用の機器リースでの設置することは可能か。 機器の修繕・保守管理含めて駐車場管理会社の自社機器を持ち込み運用管理する法が効率的なので検討したい。	管制機器の設置は建設業務ではなく、運営業務に含まれるため、リースにより設置し、事業期間終了時に撤去することも可能です。
45	路上誘導員の配置について	要求水準書 本編	110	大会やイベント等に伴う路上誘導員の配置は大会・イベント主催者に求めてよいか	維持管理・運営事業者に配置していただきます。 「資料5既存体育施設稼働状況」総合運動場、大蔵第二運動場の分類別利用回数中の「公用」「後援」枠は、本区が主催又は共催するイベント・催事、各種スポーツ協会等が主催する大会等が中心になります。 路上誘導員配置等の頻度については、上記に留意の上でご検討ください。

上野公園拡張事業 要求水準書に関する個別対話の内容

No.	議題	資料名	項	確認したい内容	回答
46	会議体	要求水準書 本編	115	コーディネーターの想定イメージを教えてください。	会議の円滑な進行や意見集約・調整等のファシリテーションによって各構成員の連携を促進する役割を想定しています。
47	地域住民等で構成する会議体の設立・運営について	要求水準書 本編	115	・コーディネーターについて、区の想定する配置人員、勤務頻度等の詳細。 ・想定される構成員の具体的な団体名、現在関わっている団体等の情報。	会議の円滑な進行や意見集約・調整等のファシリテーションによって各構成員の連携を促進する役割を想定しています。 配置人員は1名以上としており、具体的な人数は事業者に委ねます。勤務頻度は会議の開催時を見込んでおり、開催頻度は事業の段階や協議状況によって流動的なものと想定しています。 具体的な団体の想定はありませんが、住民協働という趣旨に則った構成をお願いいたします。
48	民間収益施設(付帯事業)について	要求水準書 本編	117	体育館以外においてはアルコール提供が可と変更されていますが、体育館内に設置する場合でもアルコール提供を可としていただきたけないうか。(原文ママ)	アルコール摂取後の運動、浴室利用を懸念して不可としています。区内他スポーツ施設での運用も考慮して検討いたします。
49	利用料金設定	要求水準書 本編	118	提案施設の利用料金設定と区の関連施策との整合性について	区有施設として類似施設がある施設の場合は、利用料金に大幅な差があることは望ましくないと考えています。 例: 要求水準書上に規定する会議室と別に、面積が小さい会議室が提案された場合、要求水準書上に規定する会議室より利用料金が高い場合、整合が取れない。
50	民間収益施設について	要求水準書 本編	119	基本計画においては、いこい・交流の広場に民設カフェ等のサービス・便益施設の誘致を検討すると記載がありますが要求水準書上には指定がありません。世田谷通り沿いに面して、メインエントランスエリアに飲食店等の民間収益施設の計画を行いたいと考えますが、可能でしょうか。	民間収益施設はいこい・交流の広場に限定しません。エントランスとしての機能・規模が損なわれなければ、メインエントランスエリアへの設置も可です。
51	提案施設／民間収益施設(付帯事業)について	要求水準書 本編	119	提案施設・収益施設範疇の確認について ※区の想定する提案施設・収益施設の具体確認をしたい	民間収益施設については、カフェや物販などを想定しています。提案施設は公共施設としての役割を充足する機能等を有することを前提としており、例示したサウナ、茶室等は区の既存の公共施設にあるものとなります。公共施設としての扱いとなるため、カフェ等は想定していません。

上野公園拡張事業 要求水準書に関する個別対話の内容

No.	議題	資料名	項	確認したい内容	回答
52	ネーミングライツ	要求水準書 本編	119	「ネーミングライツの実施にあたっては、事業者の持つネットワークを活用した効果的な広報活動の展開等の提案を行うとともに、実施を支援すること。」、 「ネーミングライツに関する事業者の提案は不可とする。」とありますが、ネーミングライツ収入は事業者には帰属しない認識で相違ないでしょうか。 また、例えば、ネーミングライツ獲得に向けた営業や積極的な協力を行うことで、その貢献度に応じて事業者収入の一部が還元されるような契約を結ぶことは可能でしょうか。	ネーミングライツ収入の帰属についてお見込みのとおりです。 事業者に還元させることは想定していません。
53	資料の提供について	要求水準書 添付資料2		【要綱・各種基準等】a 世田谷区各種設計仕様書7構造設計における留意事項を提供していただけますでしょうか。	実施方針等に係る個別対話参加事業者に対して提供いたします。 また、公募開始の際には別途閲覧資料といたします。
54	石材について	要求水準書 添付資料10		寄贈石材とお伺いしたが、各石材の具体的な寄贈経緯等御座いましたらご教示願います。また、寸法も合わせてお示し願います。	全ての石材について、近隣の石材業者から寄贈いただきました。寸法については、7月12日(土)のオープンパークにて現地確認いただけます。
55	維持管理	要求水準書 添付資料12		表明維持管理コスト低減を計りたい。	資料12主な維持管理業務項目詳細一覧に記載の頻度については、類似施設等を参照して設定しており、記載どおりの頻度での履行を必須とするものではありません。 場所や素材に応じて適正な頻度を提案していただくことを前提にしています。
56	民間収益施設について	要求水準書 添付資料17		民間収益施設(付帯事業)は資料17から「事業者が所有権を有する施設」とあり、本施設と一体で整備せず、敷地内に別棟で整備した施設を示すものとの理解でよろしいでしょうか？また、本施設と一体となって所有権を本区に移転する施設(提案施設)とした場合、事業期間終了後の扱いはどうなりますでしょうか？	民間収益施設(付帯事業)は、体育館と一体で整備する施設、敷地内に別棟で整備する施設の双方を指します。資料17では「事業者が所有権を有する施設」との記載でしたが、誤りがあり、屋内に設置する民間収益施設については所有権は区になります。 提案施設については、事業期間終了後も撤去・原状回復は不要です。
57	資料の提供について	要求水準書 添付資料16		参考測量図のCADデータを公開していただけますでしょうか。	実施方針等に係る個別対話参加事業者に対して提供いたします。 また、公募開始の際には別途閲覧資料といたします。